

# 政府調達

2 / 26 官報公告第 21 号

PRTR 届出管理システムの移行及び運用保守  
の一般競争入札に係る

---

## 入札説明書

(付・関係書類1式)

---

[ 内 訳 ]

- ・入札説明書
- ・特定調達契約心得
- ・契約書(案)
- ・委任状様式
- ・入札書様式
- ・提案依頼書
- ・提案依頼書作成要領
- ・別紙\_機器構成\_回答シート
- ・総合評価基準書
- ・適合証明明細書雛形兼総合評価基準一覧(個評加算点)
- ・別表\_総合評価評価基準一覧
- ・調達仕様書
- ・別添\_秘密保持に係る誓約書
- ・質問書様式

独立行政法人製品評価技術基盤機構

入札説明書

独立行政法人製品評価技術基盤機構の特定調達契約に係る入札公告（令和6年2月26日付け公告）に基づく、PRTR届出管理システムの移行及び運用保守の入札については、特定調達契約入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 件名及び数量 | PRTR届出管理システムの移行及び運用保守   |
| (2) 物件の特質等 | 仕様書により別途指定する。   |
| (3) 契約期間   | 仕様書により別途指定する。   |
| (4) 履行場所   | 仕様書により別途指定する。   |
| (5) 入札方法   | 入札金額は、一切の諸経費を含む総額を記載すること。<br>なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |

### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 当機構の契約規程第7条及び第8条の規定に該当しない者
- (2) 当機構の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領の特例を定める要領もしくは国の各省各庁における競争参加資格審査により令和4・5・6年度【役務の提供】「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であって、入札書の受領期限までに資格決定通知書の写しを提出した者
- (3) 当機構から指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。
- (5) 当機構の最高情報セキュリティアドバイザーが現に属する事業者又は過去2年間に当機構のCIO補佐官が属していた事業者及びその関連事業者については、本件の入札に参加することはできない。

### 3. 競争参加者に求められる義務

- (1) 入札者は、入札書を提出するにあたっては、2の(2)を証明する資格審査結果通知書（写し）1部を提出しなければならない。
- (2) 当機構の交付する仕様書に基づき提案書を作成し、その受領期限内に提出しなければならない。また、契約担当者等から当該書類に関し説明を求められた場合は、速やかに応じなければならない。  
なお、提案書は当機構において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4. 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10  
独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部 財務・会計課 磯部 瑠衣  
TEL 03-3481-1932  
入札説明書の交付方法 本公告の日から当機構ホームページにて公表する。

<https://www.nite.go.jp/nite/chotatsu/nyuusatsu/wto-050226-0.html>

(2) 入札説明会の日時及び場所

令和6年3月12日 11時00分

上記日時に「Webex」を用いて行うので、参加希望者は、当機構財務・会計課契約担当 (g-keiyaku@nite.go.jp) に対し、「【入札説明会参加希望】(件名)」をメール件名としたうえで連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を前営業日12時00分までに登録すること。

(3) 資料の閲覧

本役務の提案書の作成、応札価格の見積書作成等の作業に際し、事前に資料を閲覧できることとする。閲覧の際は閲覧希望日の3営業日前までに下記連絡先に連絡をし、日時を調整のうえ担当者の指定する閲覧場所(化学物質管理センターリスク管理課)に来所すること。その際、誓約書を提出すること。

連絡先: 山下 良平 (化学物質管理センターリスク管理課)

電話: 03-3481-1967 e-mail: prtr\_system@nite.go.jp

(4) 質問書の受領期限

令和6年3月28日 12時00分

当機構 本所 本館2階 企画管理部 財務・会計課 契約担当

提出先 Email: n.tokyo-keiyaku@nite.go.jp

回答は令和6年4月24日(予定)から当機構ホームページ等に公表する。

(5) 提案書等の受領期限

令和6年5月29日 15時00分

当機構 本所 本館2階 企画管理部 財務・会計課 契約担当

提出先 Email: n.tokyo-keiyaku@nite.go.jp

(6) 入札書の受領期限

令和6年7月22日 17時00分

当機構 本所 本館2階 企画管理部 財務・会計課 契約担当

(郵送による場合は必着のこと。なお、郵送事情等の遅れは考慮しない。)

(7) 開札の日時及び場所

令和6年7月23日 10時00分

当機構 本所 本館4階 南2会議室

5. その他の事項は、当機構の特定調達契約入札心得の定めにより実施する。

6. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消をすることができない。

7. 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、当機構の契約規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約

の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

10. 落札者に求められる義務

落札者は、入札価格算定の基準となった機器の単価表、設置費他各種費用の積算書を契約担当者等が指定する日までに提出しなければならない。

11. 入札保証金及び契約保証金 全 額 免 除

12. 契約書作成の要否 必 要

13. 落札者とならなかった入札通知

落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に入札参加者全員に文書により通知する。

14. 支払の条件 別添契約書（案）の条項のとおり

15. 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長 長谷川 史彦  
〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

16. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

17. 契約に係る情報の公表

落札者は、本契約の名称、契約金額並びに商号又は名称及び住所等が公表されることについて同意するものとする。また、当機構との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

なお、情報の公表にあたり必要となる情報の提供を依頼する場合がある。

詳細は URL のとおり。

(<https://www.nite.go.jp/data/000050245.pdf>)

# 独立行政法人製品評価技術基盤機構 特定調達契約入札心得

## (趣 旨)

第1条 当機構の所掌する契約のうち「国の物品等の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する特定調達契約につき一般競争又は指名競争を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令の定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

## (仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

## (入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金の納付は、全額免除する。

## (入札の方法)

第4条 入札者は、別紙の様式による入札書を、郵送等により直接提出しなければならない。

## (入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札書に仕様書等を添付することとされた入札又は調達物品等と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、入札書とは別に当該関係書類を契約責任者に提出しなければならない。

2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

4 入札者は、当機構の契約規程第7条及び第8条に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

## (郵便入札)

第7条 郵便入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒に入札書在中の旨朱書きし、仕様書等を添付することとされた入札又は調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、入札書とは別に当該関係書類を、契約責任者あての書留で郵送しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第9条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者による入札
- 二 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- 三 委任状を持参しない代理人による入札
- 四 記名を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- 九 仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が契約担当者等の審査の結果採用されなかった入札
- 十 調達物品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- 十一 入札書受領期限までに到着しない入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第10条 開札には、入札者又は代理人を立会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第11条 工事その他の請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格が予定価格に10分の6を乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)に満たない価格をもって入札(以下「低入札」という。)した者は、事後の資料提出及び契約担当者等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等(以下「低入札価格調査」という。)に協力しなければならない。

2 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第12条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項に拘わらず、総合評価落札方式(当該仕様を超える技術に付与する技術評価点数及び予定価格の制限の範囲内の入札金額に付与する価格評価点数の合計値による落札者決定方式)による入札の場合は、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

3 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

4 前項の規定による調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格(総合評価点方式の場合は、最も高い総合評価点)をもって入札した者を落札者とすることがある。

5 落札者は、本契約の名称、契約金額並びに商号又は名称及び住所等が公表されることについて同意するものとする。また、当機構との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

(再度入札)

第13条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちに再度の入札を行い、その他の場合にあっては別に定める日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定)

第14条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるとき、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第15条 落札者は、契約責任者が作成した契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(契約手続において使用する言語及び通貨)

第16条 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

第17条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

# 役務請負契約書(案)

独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 長谷川 史彦 (以下「甲」という。)と、  
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)とは以下のとおり役務請  
負契約を締結する。

## 記

請負業務名 PRTR届出管理システムの移行及び運用保守

契約金額 総額 ¥〇〇〇〇〇〇〇.-  
(うち消費税額及び地方消費税額¥〇〇〇〇〇〇.-)

内訳①移行費(令和6年度分) ¥〇〇〇〇〇〇〇.-  
(うち消費税額及び地方消費税額 ¥〇〇〇〇〇〇.-)

②運用保守費(令和7年度分) ¥〇〇〇〇〇〇〇.-  
(うち消費税額及び地方消費税額 ¥〇〇〇〇〇〇.-)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29  
条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出し  
た額である。

業務仕様 仕様書による

契約期間 契約締結日から令和8年3月31日

契約保証金 全額免除

履行場所 仕様書による



この契約の証として本証書2通を作成し双方記名のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都渋谷区西原2-49-10  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理 事 長 長谷川 史彦

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○

## 製品評価技術基盤機構 役務契約条項

(適用)

第1条 本契約条項は、頭書業務に適用する。乙は、頭書業務を頭書条件により完了し、成果品がある場合は成果品と共に、甲に引渡さなければならない。

(契約事項移転の制限)

第2条 乙は、甲の承諾を得ないで本契約事項を第三者に移転してはならない。ただし、乙が信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、本契約の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(一般的損害)

第4条 本契約の履行に際し、又は本契約の履行に起因して生じた損害その他納入にあたり生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第6条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第5条 本契約の履行に際し、又は本契約の履行に起因して生じた損害その他納入にあたり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他本契約の履行にあたり第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第6条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、本契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記し、契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより本契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約の解除の請求を承認するものとする。

(役務完了の通知)

第7条 乙は、役務行為の全部を終わったときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。なお、甲が承諾し分割払いとしたときは、支払対象期間終了の都度通知するものとする。

(役務完了の検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格した上で引渡し又は給付を受けるものとする。

(所有権移転及び請求権発生の時期、著作権の譲渡)

第9条 前条の引渡し又は給付が完了した日（以下「役務完了日」という。）を以て、所有権移転及び当該契約に係る請求権発生の時期とする。

2 乙は甲に対し、成果品の著作権（以下「本著作権」という）を譲渡するものとする。

3 本著作権には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むものとする。

4 本著作権は、成果品について役務完了日に乙から甲に譲渡するものとする。

5 甲に譲渡される所有権及び著作権の対価は、本役務によって甲から乙に支払われる金額に含まれるものとする。

6 乙は、成果品について、自ら著作者人格権の行使をせず、また、乙の従業員その他著作に関

わった者をして著作権又は著作者人格権を行使させないことを甲に保証するものとする。

(第三者の権利の非侵害の保証)

第9条の二 乙は、甲による成果品の利用が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを甲に保証するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、本契約が完了した後でも種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 甲は、前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を乙に請求するには、甲がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、第8条の引き渡し時においてその契約不適合を甲が知ったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の納入期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(対価の支払の時期)

第11条 甲は、役務の完了日後、乙から適法な支払請求書を受領した日から60日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払うものとする。

(対価の支払遅延利息)

第12条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対して財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第13条 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、期日内に役務行為を完了できないときは甲は違約金として延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。

(契約の解除)

第14条 乙が本契約条項に違反したとき、又は乙の過怠によって期限内に義務を履行する見込がないと認められるときは、何時でも甲は契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償を請求することができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、役務完了日から1か年とする。

2 前項の損害額は、甲乙協議の上決定するものとする。

(守秘義務)

第16条 乙及び本契約履行に係わる乙の従業員は、甲から提供された資料及び情報、口答により開示された情報を一般の公知となるまでの間、第三者に一切開示、漏洩又は提供してはならない。また、甲からの返却若しくは破棄の要請がある場合、乙はそれに従うこととする。

2 乙は、第3条ただし書きにより第三者に業務を委任する場合は、乙が第三者の守秘義務について責任を持つこととする。

(個人情報の保護)

第17条 「個人情報」とは、乙が本契約の履行に関し、知り得た生存する個人に関する一切の情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 乙は、本契約の締結及び本契約の履行により知り得た甲の業務上の情報(以下「業務上の情報」という。)及び「個人情報」を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

3 乙は、業務上の情報及び個人情報を、本契約の業務遂行のみに使用する。

- 4 乙は、業務上の情報及び個人情報を、本契約の業務遂行上必要な限り複製できるものとする。ただし、作成した複製は、契約終了時に甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、本契約が終了した場合には、速やかに、甲に対して、業務上の情報及び個人情報に係る、電子記憶媒体その他業務上の情報及び個人情報の一部又は全部が表示され、若しくは化体した一切のもの及びそれらの複製物を引き渡さなければならない。
- 6 乙は、乙の役員及び従業員（派遣労働者を含む。）に対して、その在職中及び退職後を問わず、業務上の情報及び個人情報を秘密に管理するために必要な次の措置を講じなければならない。
  - 一 業務上の情報及び個人情報に関する文書・媒体等の秘密保持、保管、受渡、複製、廃棄、事故発生時における対応、再委託先の監督等に関する管理規定の作成
  - 二 業務上の情報及び個人情報に関し、電子計算機処理業務（入力のための準備作業も含む。）を行う場合は、パスワード管理及びアクセスの適切な制御等の技術的な対策
- 7 乙は、業務上の情報及び個人情報を管理するために管理責任者を置く。
- 8 管理責任者は、業務上の情報及び個人情報の取扱い、廃棄、その他業務上の情報及び個人情報の秘密の保持に必要な管理規定が順守され、その他秘密の保持に必要な行為が適切に行われるよう監督する責任を有する。
- 9 乙は、本契約期間中、甲の求めに応じて、業務上の情報及び個人情報の取扱いについて、業務上の情報及び個人情報の取扱報告書を甲に提出し、必要に応じて甲の検査を受けなければならない。
- 10 乙は、業務上の情報又は個人情報の漏えい等の事故が発生した際には、直ちに甲に報告し、甲の指示に従って適切な措置をとるものとする。
- 11 甲は、乙が本条の規定に違反した場合には、第14条に基づいて本契約を解除できるとともに、乙に対し、甲の被った損害の賠償を請求する。
- 12 乙が甲の了承に基づき、本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託又は共同実施等する場合には、乙は当該第三者に対し、業務上の情報及び個人情報の管理について、本条に規定する乙の義務と同様の義務を負わせなければならない。
- 13 乙は、本契約に係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働派遣契約書に、秘密保持等業務上の情報又は個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

#### （情報セキュリティ対策）

第18条 本契約に情報セキュリティポリシーが適用される場合は、次の措置を講じなければならない。

- 一 情報システムの構築又はソフトウェアの開発を外部委託（請負契約を含む）により行う場合
  - ① 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備し、甲に報告すること。
  - ② 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された情報その他知り得た情報を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
  - ③ 乙は、本契約に係る業務に関して完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した情報が記録された媒体（複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うこと。
  - ④ 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、指定又は貸与等された情報（複製を含む。）その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
  - ⑤ 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供又は指定された情報（複製を含む。）その他アクセスを認められた情報については、甲が指定した場所から持ち出さないこと。また、甲の許可なく複製しないこと。
  - ⑥ 乙は、要求仕様書に示すセキュリティ要求仕様に基づき、必要なセキュリティ機能を設計し、装備すること。
  - ⑦ 乙は、構築するシステム又は開発するソフトウェアに関して要求仕様書に基づく脆弱性対策を実施すること。
  - ⑧ 乙は、本契約に係る業務の遂行において甲が提供又は指定し、又は甲が乙によるアクセスを認める情報（複製を含む。）について、外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティの侵害その他事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに措置を講ずるとともに、甲に報告すること。また、甲の指示があったときには、その指示に従うこと。
  - ⑨ 乙は、甲が本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する

ため報告を求めた場合、速やかにこれを甲に報告すること。また、甲は、必要があると認めるとき（業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。

- ⑩ 甲は、本契約に係る業務の遂行において、乙における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を認めた場合には、乙自らが甲の求めに応じ協議を行い、合意した対応をとること。
- ⑪ 乙は、本契約に係る業務の一部を他の事業者へ請け負わせる場合には、甲が乙に求めるものと同等水準の情報セキュリティを確保するための対策を乙とその者との契約に基づき行わせること。また、行われた情報セキュリティ対策及びこれを行なった結果に関する報告を、甲が求めた場合には速やかに報告すること。

## 二 情報システムの運用、保守又は点検を外部委託（請負契約を含む）により行う場合

- ① 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備し、甲に報告するものとする。
- ② 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供又は指定された情報（複製を含む。）その他知り得た情報を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- ③ 乙は、本契約に係る業務に関して完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した情報（複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うこと。
- ④ 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、指定又は貸与等された情報（複製を含む。）その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- ⑤ 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供又は指定された情報（複製を含む。）その他アクセスを認められた甲の情報については、甲が指定した場所から持ち出さないこと。また、甲の許可なく複製しないこと。
- ⑥ 乙は、本役務契約に係る業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があった場合を含む。）には、これを速やかに甲に報告すること。また、甲の指示があったときには、その指示に従うこと。これに該当する場合は、以下の事象を含む。
  - ア. 乙に提供又は指定し、又は乙によるアクセスを認める甲の情報の外部への漏えい及び目的外利用
  - イ. 乙の者による甲のその他の情報へのアクセス
  - ウ. 甲の者、乙の者又は外部の者による当該情報システムからの情報漏えい及び情報の目的外利用
  - エ. 当該情報システムへの不正アクセスによる情報漏えい、サービス停止、情報の改ざん
  - オ. 当該情報システムへのサービス不能攻撃によるサービス停止
  - カ. 当該情報システムにおける不正プログラムの感染による情報漏えい、サービス停止、情報の改ざん甲及び乙は、上記エ、オ及びカその他被害が短時間に拡大する情報セキュリティの侵害については、別途定める緊急時対策を実施すること。
- ⑦ 乙は甲が本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため報告を求めた場合、速やかにこれを甲に報告すること。また、甲は、必要があると認めるとき（業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
- ⑧ 甲は、本役務請負契約に係る業務の遂行において、乙における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を認めた場合には、乙自らが甲の求めに応じ協議を行い、合意した対応をとること。

## 三 総計処理、集計処理、データエントリー及び媒体変換を含む情報の加工・処理を外部委託により行う場合

- ① 乙は、本契約に係る業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備し、甲に報告するものとする。
- ② 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供又は指定された情報（複製を含む。）その他知り得た情報を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
- ③ 乙は、本契約に係る業務に関して完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した情

報（複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うこと。

- ④ 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供、指定又は貸与等された情報（複製を含む。）その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
  - ⑤ 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供又は指定された情報（複製を含む。）その他アクセスを認められた甲の情報については、甲が指定した場所から持ち出さないこと。また、甲の許可なく複製しないこと。
  - ⑥ 乙は、本契約に係る業務の遂行において甲が提供又は指定し、又は甲が乙によるアクセスを認める情報について外部への漏えい、目的外利用等、情報セキュリティの侵害その他事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があった場合を含む。）には、速やかにこれを甲に報告すること。また、甲の指示があったときには、その指示に従うこと。
  - ⑦ 乙は、甲が本契約に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため報告を求めた場合、速やかにこれを甲に報告すること。また、甲は、必要があると認めるとき（業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
  - ⑧ 甲は、本契約に係る業務の遂行において、乙における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を認めた場合には、乙自らが甲の求めに応じ協議を行い、合意した対応をとること。
  - ⑨ 乙は、本契約に係る業務の一部を他の事業者に請け負わせる場合には、甲が乙に求めるものと同等水準の情報セキュリティを確保するための対策を乙とその者との契約に基づき行わせること。また、行わせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を、甲が求めた場合には速やかに報告すること。
- 四 バックアップデータ及び情報業務を含む情報の保存・運搬を外部委託（請負業務を含む）により行う場合。この場合には、委託先の事業者は、通常は倉庫又は運送に係る事業者であること。
- ① 乙は、本役務契約に係る業務の遂行において甲が（保存・運搬）を委託する情報について、その漏えいを防止するための十分な安全管理を行うこと。
- 五 不開示情報を機構外部に持ち出して取り扱う、契約依頼責任者が必要と認めた案件の場合
- ① 乙は、役務行為による作業の一切（注文者から開示された資料や情報を含む。）について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。
  - ② 乙は、役務行為のために甲から提供される情報については、役務行為の目的以外に利用してはならない。  
なお、①及び②の規定は役務行為が完了し、又は本契約が解除その他の理由により終了した後であっても、その効力を有する。
  - ③ 乙は、役務行為完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した情報（複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
  - ④ 乙は、役務行為の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
  - ⑤ 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき（役務行為完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。
  - ⑥ 乙は、役務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、第三者に委任し、又は請け負わせることにより生ずる脅威に対して本条及び第 17 条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

(契約の公表)

第19条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。また、甲と乙との間の取引高が、乙の総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている場合は、加えて乙への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

(役務請負契約書の優先)

第20条 乙の定める約款・利用規約等に、本役務契約書の内容と異なる定めがある場合、本役務請負契約書の定めが優先する。

(協議)

第21条 本契約条項について疑義のあるとき、又は本契約条項に定めていない事項については甲、乙双方協議の上で決定するものとする。

## 特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 2 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
  - 一 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
  - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 3 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 4 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに、次の各号文書のうち、いずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第4条 甲及び乙は、本契約締結時及び将来にわたって自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団及びその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀



損し若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者又は役員及び従業員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。

- 2 甲及び乙は、前項の規定を、自らの再委託先及び本契約の履行に関わる第三者にも遵守させる義務を負うものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方について前二項に対する違反を発見した場合、何らの通知催告を要せず本契約を解除することができ、当該解除の結果により相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害を賠償しない。

# 委任状

令和 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 殿

[委任者] 住 所

会 社 名

代表者名

私は独立行政法人製品評価技術基盤機構における「PRTR 届出管理システムの移行及び運用保守」の入札に関する一切の権限を下記代理人に委任します。

記

[受任者]  
代 理 人

# 入札書

物 件 名 PRTR 届出管理システムの移行及び運用保守

入 札 金 額		十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
---------	--	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

令和 年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理 事 長 殿

入札説明書に従い、契約条項の内容及び特定調達契約入札心得を承認のうえ上記金額によって入札いたします。

競争参加者 住 所

.....

会 社 名

.....

代表者名

.....

代 理 人

.....

・再度入札への参加希望の有無 有 無

(注) 金額は算用数字で表記し、あたまを¥でとめること。